

盛岡地方振興局長告示第 55 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 19 年 5 月 18 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 岩手中央農業協同組合 紫波郡紫波町桜町字上野沢 38 番地 1
- 2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 15 年 8 月 27 日
- 3 変更の内容 農地保有合理化事業の実施区域について、盛岡市（うち玉山区を除く）のうち、大ヶ生、乙部、黒川、手代森、東見前、西見前、三本柳、津志田、永井、飯岡新田、下飯岡、羽場、湯沢、上飯岡を除く区域を追加する。
- 4 変更承認の年月日 平成 19 年 4 月 27 日